

「イエクル」サービス契約約款

第1条 (目的)

この約款は、大阪ガス株式会社(以下、「大阪ガス」といいます)が、「イエクル」をご契約いただくお客さま(以下、「お客さま」といいます)に対して、「イエクル」(以下、「本サービス」といいます)の契約内容(以下、「本契約」といいます)を定めるものです。

第2条 (サービス内容)

本サービスの内容は、次の通りです。

- ・お客さまのご自宅(以下「対象物件」といいます。なお、対象物件は、お客さまが「イエクル申込書」の「サービス提供場所(新居の住所)」欄に記載された住所に所在の家屋に限ります。)の防犯に関してご懸念が生じた時に、お客さまからのお電話によるご依頼に基づき、警備員がかけつけるサービス(以下、「警備員かけつけ」といいます。なお、本サービスは、犯罪の未然防止を約束するサービスではございません。)
- ・対象物件のカギのトラブルについて、お客さまからのお電話によるご依頼に基づき対応するサービス(以下、「トラブルサポート(カギ)」といいます)
- ・対象物件の窓ガラスのトラブルについて、お客さまからのお電話によるご依頼に基づき対応するサービス(以下、「トラブルサポート(窓ガラス)」といいます)

第3条 (利用者)

本サービスは、お客さまおよび対象物件にお客さまと同居しているご家族(以下、「利用者」といいます)のみが利用することができます。また、対象物件と異なる建物では利用することはできません。

2.本サービスを利用する場合、運転免許証等の公的機関が発行した身分証明書による本人確認が必要となる場合があります。

第4条 (契約期間)

本契約は、お客さまに必要事項をご記入いただいた「イエクル申込書」(以下 「申込書」とします)を大阪ガスが受領し、大阪ガスがお客さまのお申込みを承諾した日(以下「契約日」とします)から、効力を生じます。

2.本契約の期間は、契約日から開始し、第5条に規定する本サービスのご利用開始日(以下「サービス開始日」とします)の属する月から起算して12ヶ月後の末日までとします。

3.契約期間満了日の1ヶ月前までに当事者のいずれからも契約終了の意思表示がない場合、本契約は、同一条件で1年間更新されるものとし、以降も同様とします。

第5条 (サービスの開始)

大阪ガスはお客さまに対し、サービス開始日を、郵便物等でお知らせします。

第6条 (サービス料金)

お客さまは、大阪ガスに対して申込書に記載のサービス料金(消費税等相当額含む)をお支払いいただきます。

2.料金の算定は暦月を単位とします。サービス開始日が1日の場合は当該月から、サービス開始日が2日以降の場合はその翌月からサービス料金をお支払いいただけます。

3.本サービスの解約日を含む月は、解約日の如何にかかわらず、大阪ガスに1ヶ月分のサービス料金をお支払いいただけます。

4.サービス料金は、月額料金(以下「基本サービス料金」とします)と追加料金(以下「従量サービス料金」とします)で構成されます。

第7条 (料金等の支払方法)

基本サービス料金は、大阪ガスに対して支払われる当該月検針分のガス料金と合算してお支払いいただきます(例:2017年10月の基本サービス料金は、同年10月検針のガス料金と合算してお支払いいただけます。)。なお、基本サービス料金のご請求額は、ガスの検針の際にお客さまにお渡しする検針票に記載し、別途領収書等の発行はいたしません。

2.従量サービス料金は、大阪ガスが別途定める方法によりお支払いいただけます。

3.お客さまと大阪ガスとの間でガス使用契約がない場合、基本サービス料金は、払込票、口座振替又はクレジットカード払いの中からご選択いただいた方法にてお支払いいただけます。なお、口座振替又はクレジットカード払いをご選択いただいた場合でも、所定の手続きが完了するまでは、払込票にてお支払いいただくこととなります。振込票・口座振替の場合は当月の基本サービス料金を翌月初旬に、クレジットカード払いの場合は当該クレジットカード会社が決めた支払日にお支払いいただけます。

4.前項の場合、ガス料金と同時収納ができないため、必要となる費用として、サービス利用料に加えて77円(税込)／月・支払方法(※)をお支払いいただけます。ただし、大阪ガスの指定する取次事業者とガス使用契約を締結している場合は対象外とします。

※支払方法は、払込票、口座振替及びクレジットカード払いのいずれかとなります。

※複数サービスをご利用いただいている場合に、各サービスの振替口座が異なる場合は、1口座あたり77円(税込)／月をお支払いいただけます。

(例) 以下の場合、料金収納費用は308円(税込)／月となります。

- A サービス: X 銀行の口座振替(口座①)
- B サービス: X 銀行の口座振替(口座②)
- C サービス: Y 銀行の口座振替
- C サービス: Z 会社のクレジットカード払い

※同一の口座や同一のクレジットカードからの支払の場合でも、お客さまのご要望により、複数サービスについて個別の金額を明示して請求させていただいている場合は、1サービスあたり77円(税込)／月をお支払いいただけます。

5.大阪ガスのサービスを複数ご契約いただいている場合、サービスのご請求をまとめていただくことがあります。

第8条 (料金等の改定)

大阪ガスは、本約款を変更することがあります。物価上昇等経済情勢の変動またはその他の事由によりサービス料金等を維持したい場合には、改定日の1ヶ月前までにお客さまに通知したうえで、サービス料金等を改定いたします。

2.お客さまは、大阪ガスが前項の料金改定を実施した場合には、契約期間中であっても、本契約を解約することができます。この場合、お客さまには、サービス料金の改定通知を受けた日から1ヶ月以内に、大阪ガスに解約を申し入れていただけます。この場合、第9条の規定にかかわらず、解約日はサービス料金の改定日の前日とし、大阪ガスは、解約日の属する月のサービス料金は、請求いたします。

3.法令の改正により消費税等の税率変更によりサービス料金を改定する場合およびサービス料金の値下げ改定その他お客さまの不利益とならない改定の場合は、本条第1項の規定にかかわらず、大阪ガスのホームページ等にてお知らせし、お客さまへの個別通知はいたしません。また、税率変更が実施される日の属する月から、サービス料金を新税率に基づいてお支払いいただけます。

第9条 (解約)

本契約の解約については、次項から第4項の規定によるものとします。お客さままたは大阪ガスから相手方に対して本契約の解約の意思表示が到達した日を「解約通知日」といい、本契約が解約となる日を

「解約日」といいます。

- 2.お客さまは、理由の如何にかかわらず、解約日の14日前までに大阪ガスに本契約の解約を連絡することにより、本契約を解約することができます。なお、解約日を含む月は、お客さまは大阪ガスに1ヶ月分の基本サービス料金をお支払いいただけます(日割り計算による基本サービス料金の精算はいたしません)。
- 3.大阪ガスは、理由の如何にかかわらず、解約日の1ヶ月前までにお客さまに本契約の解約を通知することにより、本契約を解約することができます。この場合、大阪ガスは解約日の属する月のサービス料金は請求いたしません。
- 4.前項にかかわらず、お客さまにおいて次の事由が生じた場合、大阪ガスはお客さまに何らの通知を要することなく本契約を解約し、本サービスの提供を終了することができます。この場合、お客さまは、本サービスの提供にかかる大阪ガスに対する債務の全てを直ちに弁済しなくてはならないものとします。この場合は、解約通知日をもって解約日とします。なお、お客さまには解約日の属する月のサービス料金をお支払いいただけます。日割計算によるサービス料金の精算はいたしません。

- ①料金のお支払い期日後20日以内にお支払いがないとき
- ②本サービスの目的に反した使用が繰り返される等、お客さまが正常な方法でご使用いただけない場合で、大阪ガスからお客さまに改善を申し入れたにもかかわらず、状況が改善されないとき
- ③お客さまが、暴力団、暴力団関連企業をはじめとする反社会的勢力またはその構成員または準構成員に該当することが判明した場合
- ④お客さまが、自らまたは第三者を利用して、次のいずれかに該当する行為をした場合
 - 暴力的な要求行為
 - 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
 - 風説を流布し、偽計を用い、または威力を用いて大阪ガスの信用を毀損し、または大阪ガスの業務を妨害する行為
 - その他上記に準ずる行為
- ⑤本約款の各条項に違反したとき
- ⑥前各号に掲げる事由の他、大阪ガスが本サービスの提供上支障があると判断したとき

5.前項の規定により本契約を解約したことにより大阪ガスに損害が生じた場合は、お客さまはその賠償の責を負うものとします。

6.ご加入時に大阪ガスとガス使用契約を締結していたお客さまが、本サービスご加入後に大阪ガスとのガス使用契約を解約し、大阪ガス以外のガス会社との間でガス使用契約を締結された場合でも、本サービスは当然には終了となりません。解約をご希望される場合は、大阪ガスまでご連絡いただくものとします。ご連絡がないことによるお客さまの不利益に関し、大阪ガスは一切責任を負いかねます。

7.大阪ガス以外とガス使用契約を締結されているお客さまが、転宅等によりガス会社とのガス使用契約が解約された場合であっても、本サービスは継続となります。解約をご希望される場合は、大阪ガスまでご連絡いただくものとします。ご連絡がないことによるお客さまの不利益に関し、大阪ガスは一切責任を負いかねます。

8.本条第6項の場合は、本規程の内、大阪ガスとガス使用契約を締結している事を前提とする規定は適用されません。

第10条 (クーリングオフ)

本サービスのクーリングオフに関しては、別添「クーリング・オフのお知らせ」の記載内容をご覧ください。

第11条 (業務委託等)

大阪ガスは、本サービスの集金、販売、工事、メンテナンス等の業務等について、業務の一部を委託することがあります。

2.大阪ガスは、業務を委託する場合に、大阪ガスから業務委託先に対し、必要な範囲でお客さま情報を提供することがあります。この場合、大阪ガスは、業務委託先との間でお客さま情報の取り扱いに関する契約を結び等、適切な監督を行います。

第12条 (対象物件への立ち入り等)

大阪ガスまたは大阪ガスの指定する第三者は、本サービスの遂行に必要な場合には、対象物件に立ち入ることができるものとし、お客さまは、当該立ち入り、工事に正当な事由がない限り、立ち入りを承諾するものとします。

2.対象物件を第三者へ貸借している場合で、お客さまが貸主の場合、お客さまは、対象物件の借主に対して、お客さまの責任にて、大阪ガスが本サービスの遂行のため対象物件に立ち入ることに関して承諾を得るものとします。

4.大阪ガスは、お客さまが第2項および第3項に定める承諾を得なかったことにより生じた損害については一切責任を負いません。

第13条 (対象物件の住所等変更)

お客さまは、大阪ガスに通知したお客さまの氏名、住所、電話番号等に変更が生じた場合は、大阪ガスに対し、通知しなければなりません。お客さまのご指定の緊急連絡先電話番号を変更しようとする場合も同様とします。大阪ガスに事前の通知が無い場合に、本サービスの提供に支障が生じ、これによって利用者が損害を被ったとしても、大阪ガスはその賠償の責めを負いません。

第14条 (サービスの停止)

大阪ガスは、以下の各号に定める場合で本サービスの提供を継続できないと判断した場合には、本サービスの提供を停止します。停止期間中、大阪ガスは本サービスの提供についての義務を一切まぬがれるものとし、停止に起因する損害について責めを負わないものとします。

- ①天災地変、暴動、通信回線(お客さまが設置された通信機器等を含みます)の障害、停電、その他不可抗力による損壊等が生じた場合
- ②本サービス提供に必要なシステムに異常が発生した場合
- ③利用者以外の依頼
- ④サービス料金のお支払いがない場合
- ⑤申込内容に変更が生じたにもかかわらず、お客さまが大阪ガスへの連絡を行わなかった場合
- ⑥本サービス対象の不動産自体の瑕疵もしくは利用者の管理上の瑕疵があった場合
- ⑦本サービスの継続に通常必要となる作業を行う場合

第15条 (損害賠償)

大阪ガスは、本サービスの提供にあたって、大阪ガスの責めに帰すべき事由によりお客さまに損害を与えた場合、お客さまに対して以下のとおり、当該損害の賠償をいたします。但し、警備員かけつけは犯罪の未然防止を約束するサービスではないため、犯罪によりお客さまに発生した損害については、大阪ガスによる損害賠償の対象外といたします。

2.大阪ガスに対して損害の賠償を請求する場合、お客さまは損害の発生の実事を知った後、遅滞なく大

阪ガスに対して通知し、大阪ガスは現場確認や公的機関等から発行された証明書等により損害を確認したうえで、損害賠償を行います。ただし、その限度額は、1事故1億円までとします。

3.本条の規定にかかわらず、お客さまが前項の通知を怠った場合は、大阪ガスはお客さまに対する賠償の責めを負いません。

第16条 (協議事項)

お客さまと大阪ガスは、本契約に定めのない事項については、法令および商慣習に従うほか、誠意をもって協議いたします。

第17条 (守秘義務)

お客さまおよび大阪ガスは、本サービスを通じて知り得た秘密情報(技術情報、お客さま情報等)を善良なる管理者の注意をもって管理し、第三者へ漏らしてはなりません。このことは本サービス終了後も同様とします。

第18条 (お客さま情報の取り扱い)

大阪ガスはお客さまの個人情報を大阪ガスホームページに記載の「プライバシーポリシー」および別添「お客さま情報の利用目的について」に基づき取り扱いします。お客さまの個人情報の利用目的については、「プライバシーポリシー」および「お客さま情報の利用目的について」をご参照ください。

2.大阪ガスが本サービスの提供の一部を委託した場合は、委託先へ必要な範囲で個人情報を提供、開示する場合があります。この場合、大阪ガスは委託先との間で取扱いに関する契約を結び等、適切な監督を行います。

3.大阪ガスは、業務品質向上等のため通話録音をさせていただくことがありますが、お客さま・利用者・緊急連絡先からの録音内容の確認のご依頼には対応いたしません。

第19条 (権利譲渡の禁止)

お客さまは大阪ガスの同意なしに本サービスに関する権利・義務を第三者に譲渡できません。

第20条 (相互協力)

お客さまおよび大阪ガスは互いに協力し、信義を守り誠実に本規定に従うものとし、本規程に定めのない事項および疑義の生じた事項については、お客さまおよび大阪ガスの協議により誠意をもって解決するものとします。

第21条 (管轄裁判所)

本契約または本サービスの提供に関して、訴訟の必要が生じた場合には、大阪地方裁判所を専属的合意管轄裁判所とします。

第22条 (改定)

大阪ガスは、本サービスの約款を予告なく変更させていただくことがあります。なお、変更後の約款につきましては、大阪ガスのホームページ等にお知らせいたします。

第23条 (効力開始)

本約款は、2021年4月1日から有効とします。

<警備員かけつけに関する約款>

第24条 (警備員の出動)

大阪ガスは警備員の出動業務を大阪ガスセキュリティサービス株式会社(以下「OSS」とします)等に委託します。

2.大阪ガスは出動業務の委託先に対し、必要な範囲でお客さま情報を提供します。この場合、大阪ガスは委託先との間でお客さま情報の取り扱いに関する契約を結び等、適切な監督を行います。

第25条 (警備員かけつけ時の措置)

利用者の依頼をいただいた場合、監視センターの指令により警備員は対象物件に出動し、対象物件の建物外周より目視可能な範囲内で異常発生の有無を確認(以下、「外周点検」といいます)します。

異常発生が認められた場合には、警察、消防等へ通報するなどお客さまの被る損害の拡大防止のための必要な措置をとります。

2.外周点検のため、警備員は、お客さまの承諾なく対象物件の敷地内に立ち入ることができるものとします。但し、門扉に鍵がかかっているなどの場合は敷地外からの点検といたします。

3.異常事態発生の場合、OSSは、お客さまに対して、緊急連絡を行います。但し、お客さまに複数人の連絡先登録があるときは、必要に応じて当該複数人に対して緊急連絡を行うことがあります。

4.天候・交通状況・警備員の出動状況等により現場到着に相應の時間を要する場合があります。

5.警備員かけつけサービスは、防犯に関するご心配時の警備員かけつけサポートであり、日常生活の雑用等を警備員に依頼することはできません。

[警備員に依頼できない行為の例]

- ・人の救急
- ・人の身辺警備
- ・ガスの消し忘れ対応
- ・ポストの郵便物の整理・回収
- ・植木の水やり
- ・ペットの餌やり

第26条 (警備員かけつけの報告)

警備員が外周点検を行った場合、警備員は点検報告書を対象物件へ投函します。また、監視センターは、警備員が外周点検を行った結果を登録電話番号に通知します。

第27条 (ステッカーの貸与)

大阪ガスは、警備員かけつけサービス提供期間中、お客さまに対して、大阪ガスが対象物件にサービスを提供していることを示すステッカー(以下、「ステッカー」といいます)を大阪ガスの規定する枚数まで貸与します。

第28条 (ステッカーの取扱い)

大阪ガスの貸与するステッカーは、対象物件以外への貼付、第三者への譲渡もしくは貸与等をすることはできません。また、本サービスの利用を中止もしくは終了した場合、お客さまは速やかにステッカーを大阪ガスに返却することとします。

2.大阪ガスは、ステッカーの取り外しにより生じる塗装剥がれ等の、対象物件に生じた損傷について、原状に回復する義務を負わないものとします。

第29条 (警備員かけつけ出動の料金)

利用者からのお電話による依頼に基づき警備員を出動させた場合には、大阪ガスは出動に要する費用(1回の出動あたり5,500円(税込))をお客さまに従量サービス料金として請求します。

2.従量サービス料金は、出動の指示を行った時点で発生するものとし、利用者が出動をキャンセル・変更された場合でもお支払いいただきます。

第30条 (出動予約)

利用者は、出動を希望される日(以下、「出動日」といいます)の14日前まで大阪ガスに連絡することにより、出動を予約することができます。

2.出動可能時間は以下の時間帯とし、時間指定はできません。

- ① 6:00～12:00
- ② 13:00～19:00
- ③ 19:00～24:00

3.出動予約後にキャンセルを希望される場合は、大阪ガスに出動日の前日までにご連絡いただけます。

4.出動日当日のキャンセルにつきましては、第29条第1項に規定する費用を申し受けます。

第31条 (免責)

警備員のかげつけは、犯罪の早期発見および早期対応による拡大防止を目的とするものであり、犯罪の未然防止を保証するものではありません。したがって、大阪ガスは利用者が犯罪により被られた損害について、本契約に基づいて賠償する責めを負いません。これらの損害に対する備えとして、お客さまご自身で盗難保険等に加入していただきます。

[大阪ガスが賠償する責めを負わない損害の例]

- ① 天災地変、暴動、通信回線(お客さまが設置された通信機器等を含みます)の障害、停電、その他不可抗力による損壊等により大阪ガスが利用者に本サービスの提供ができなくなったことに起因する損害
- ② 対象物件自体の瑕疵もしくは利用者の管理上の瑕疵またはお客さまの故意や重過失により生じた損害
- ③ 地震・火災などの災害により、またはこれらの災害に起因する損害
- ④ 窃盗または強盗のために生じた火災または爆発等による損害
- ⑤ 窃盗・強盗・火災発生等にともなう、OSS、消防隊、警察隊等による入口扉・窓等破壊等の損害
- ⑥ 警備員かけつけサービスとの因果関係が認められない損害
- ⑦ 警備員かけつけサービスが停止されている間に生じた損害
- ⑧ 申込内容に変更が生じたにもかかわらず、お客さまが大阪ガスへの連絡を行わなかったことに起因する損害
- ⑨ その他客観的に判断して賠償免責に相当する損害

(別表)

[お客さまがご契約される会社]

名称	大阪ガス株式会社
所在地	〒541-0046 大阪市中央区平野町4丁目1番2号
電話番号	[受付・相談窓口] 大阪ガス エレクトロ事務局 TEL 06-6205-3692 [平日9～17時 土・日・祝・年末年始を除く]
代表者	代表取締役社長 藤原 正隆

[警備サービス提供会社]

名称	大阪ガスセキュリティサービス株式会社
所在地	〒532-0024 大阪市淀川区十三本町3-6-35
電話番号	[24時間受付] TEL 0120-202-721
代表者	代表取締役社長 遠山 雅夫

[出動に関する警備員の情報]

人数および担当業務	① 契約対象物件からのかけつけ依頼の受付業務 : 基地局に常時1名以上配置 ② かけつけ依頼時の契約対象物件への派遣要員 : 待機所毎に1名以上配置
知識および技能	警備業法に基づく教育、並びに弊社独自の教育、訓練を実施
服装	指定の制服を着用
使用する機器・機材	車両、無線機、特殊警戒棒、ヘルメット、防弾チョッキ、携帯電話、その他

<トラブルサポート(カギ・窓ガラス)に関する規程>

第32条 (サービス内容)

大阪ガスは、お客さまに対して、緊急性を有する場合に、カギ・窓ガラスのトラブルサポートを行います。ただし、特殊な構造・部品を使用する場合並びに60分を超える作業及び特殊作業が必要となる場合は、本サービス対象から除外し有料となります。

第33条 (免責)

カギ・窓ガラスのトラブルサポートに関して、以下の事項に該当する場合、本サービスの提供をお断りする場合があります。

- (1) 利用者以外の依頼
- (2) 災害・天災・暴動等に起因する依頼
- (3) カギの開錠の場合に利用者本人の立会いがない場合
- (4) 運転免許証等の顔写真付公的身分証明書の提示がない場合。また、顔写真付公的身分証明書の提示があっても、身分証明書上の住所、氏名が大阪ガスに届出のある住所、氏名と異なっていた場合
- (5) カギ・窓ガラスのトラブルサポートとは異なるサポート依頼
- (6) 対象物件以外に関する本サービスの依頼
- (7) 離島もしくはサービス提供が困難な地域からの依頼

2.天候・交通状況・作業員の作業状況等により現場到着に相應の時間を要する場合があります。

3.大阪ガス及び業務委託先(業務委託先の業務提携先を含む)は、故意または重大な過失がない限り、カギ・窓ガラスのトラブルサポートに関して、損害賠償いかなる責任も負わないものとします。

第34条 (カギ・窓ガラスのトラブルサポート料金とお支払い先)

カギ・窓ガラスのトラブルサポートの利用料金は、下表のとおりとします。

(税込)

時間帯など	利用料金
基本出張料金(24時間365日)	無料
作業料金(60分以内)	無料
作業料金(60分超)	実費(注)
特殊作業料金	実費
部品代金	実費

(注)作業料金に関し、作業時間が60分を超える場合には、60分を超えてから10分ごとに1,100円(税込)の費用が発生します。

2.実費については、サービス提供会社からお客さまに請求し、お客さまからサービス提供会社へお支払いいただきます。

(別表)

[トラブルサポート(カギ・窓ガラス)サービス提供会社]

名称	ジャパンベストレスキューシステム株式会社
所在地	〒460-0003 名古屋市中区錦一丁目10番20号
電話番号	[24時間受付] TEL 0120-950-885